

神奈川県介護賞実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内において社会福祉事業に従事し、介護業務について特に功労のあった者の表彰について、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この表彰の対象者は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業又は地方自治体の福祉事業を行う施設等において、介護職員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員若しくはこれらに類する業務に現に従事している者（以下「介護職員等」という。）、又は表彰年度の10月1日を基準として1年以内に介護職員等として従事していた者で、他の模範となり推奨するに足りると認められる者のうち、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 業務従事年数が通算して20年以上かつ、県内従事年数が通算して10年以上の者
- (2) 年齢40歳以上の者
- (3) 過去において、神奈川県社会福祉関係者等表彰等を受賞した者
- (4) 推薦年度及び推薦年度を除く過去3年度において、候補者が勤務する施設等及び同一法人内の他の施設等が、指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていない、かつ候補者が勤務する施設等で、職員による個人情報の流出、虐待その他の不祥事（以下「不祥事」という。）を起こしていないこと

(被表彰候補者の推薦)

第3条 次の各号に掲げる者は、前条の表彰対象者に該当する者の中から候補者を推薦するものとする。

- (1) 社会福祉施設等の設置者
- (2) 市町村の社会福祉協議会長
- (3) 市町村長
- (4) 神奈川県福祉子どもみらい局課長

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の規定により推薦された候補者の中から神奈川県介護賞選考委員会において選考し、知事が決定する。

- 2 推荐年度及び推薦年度を除く過去3年度に、候補者の属する法人内の他の施設等で社会的影響が大きいと判断される不祥事を起こした場合、選考しないことができる。
- 3 同一の推薦者から複数名の推薦があった場合は、原則上位1名を選考する。ただし、他の候補者との比較において明らかに上位と判断される場合は複数名を選考することができる。

(表彰の数)

第5条 被表彰者の数は、10名以内とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が介護章を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。